

金融商品取引法等の一部改正に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成20年12月11日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

課徴金制度の見直しなどを内容とした金融商品取引法並びに関係政省令の一部改正が平成20年12月12日から施行されること等に伴い、「業務規程」等について所要の規定整備を行う。

2. 改正概要

(備 考)

(1) 適時開示要件の見直し

いわゆるインサイダー取引規制の対象となる「業務等に関する重要事実」のうち、子会社の解散について軽微基準が新設されたことに伴い、適時開示規則における上場会社の開示要件のうち、子会社の解散についても一定の軽微基準を設けることとする。

・ 適時開示規則の取扱い
2 (1) d の 2

(2) その他

金融商品取引法等の引用条項の整備など、その他所要の改正を行う。

・ 業務規程第14条第1項
第2号等

3. 施行日

平成20年12月12日から施行する。

以 上